

平成28年度 新居浜市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,347,620千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年6月13日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,478,421	80,892	7,559,313
	2. 国庫補助金	1,790,804	79,396	1,870,200
	3. 委託金	20,725	1,496	22,221
15. 県支出金		3,125,603	95,068	3,220,671
	2. 県補助金	707,668	94,649	802,317
	3. 委託金	333,092	419	333,511
18. 繰入金		1,791,221	168,544	1,959,765
	1. 基金繰入金	1,791,221	168,544	1,959,765
20. 諸収入		1,821,026	91,461	1,912,487
	4. 雑入	619,929	91,461	711,390
21. 市債		3,674,400	573,600	4,248,000
	1. 市債	3,674,400	573,600	4,248,000
歳入合計		47,338,055	1,009,565	48,347,620

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出		千 円		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,103,584	26,647	4,130,231
	1. 総務管理費	3,192,785	26,647	3,219,432
3. 民生費		19,162,371	234,426	19,396,797
	2. 児童福祉費	7,377,646	234,426	7,612,072
5. 労働費		373,381	△3,141	370,240
	1. 労働諸費	373,381	△3,141	370,240
7. 商工費		1,599,838	△21,407	1,578,431
	1. 商工費	1,599,838	△21,407	1,578,431
8. 土木費		4,131,858	5,000	4,136,858
	1. 土木管理費	364,935	5,000	369,935
9. 消防費		1,583,868	476,896	2,060,764
	1. 消防費	1,583,868	476,896	2,060,764
10. 教育費		4,371,401	291,144	4,662,545
	1. 教育総務費	947,174	3,785	950,959
	2. 小学校費	696,832	286,538	983,370
	4. 幼稚園費	175,322	821	176,143
歳出合計		47,338,055	1,009,565	48,347,620

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円

第2表 継続費補正

追加

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消 防 費	1 消 防 費	総合防災拠点施設周辺環境整備事業	319,246	平成 28 年度	223,473
				平成 29 年度	95,773

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 62,500	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	62,500	—	—	—

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防 災 対 策 事 業	千円 23,700	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 331,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
学校教育施設等整備事業	30,000				233,100			
計	3,674,400	—	—	—	4,185,500	—	—	—